

資料提供(投げ込み) 令和2年4月17日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

新型コロナウイルス感染症対策
4月17日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(第10回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

4月17日津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第10回）
開催結果

1 決定事項

（1）津市榊原自然の森温泉保養館外3温浴施設の利用の休止について（久居総合支所）

久居総合支所、安濃総合支所、一志総合支所及び美杉総合支所所管の温浴施設については、これまで手指消毒液の配置、手洗の励行、利用者の健康チェック及び検温と発熱者の入館をご遠慮いただく旨の注意喚起、また、室内の定期的な拭き取りや換気を実施し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた運営を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況が刻々と変化する中、本市の各公共施設における活動の自粛要請等を行っている状況に鑑み、「3つの密」を徹底的に排除し、更に市内への感染拡大防止を進めるため、次の市営温浴施設の利用を休止します。

・ 休止期間

4月21日（火）から5月8日（金）まで

・ 対象施設

津市榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」全館

津市安濃交流会館「あのう温泉」全館

津市とことめの里一志（一志温泉）

※ 但し、弁天浴場は、午前10時から正午までの社会福祉協議会によるデイサービスは実施

津市下之川住民交流センター全館

・ 休止期間については、感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

（2）令和2年度勤労青少年講座の開講の延期について（商工観光部）

新型コロナウイルスの感染拡大防止とともに、講座生が安心して受講できる環境を確保するため、令和2年度勤労青少年講座の開講を延期し、10月から3月に期間を変更した上で開講することとします。

なお、感染拡大の状況に応じ変更する場合があります。

(3) 幼児健康診査の延期について（健康医療担当）

幼児健康診査について

中央保健センター 4月23日（1歳6か月児健康診査）

4月30日（3歳児健康診査）

5月7日（1歳6か月児健康診査）

久居保健センター 4月23日（3歳児健康診査）

4月30日（1歳6か月児健康診査）

5月7日（3歳児健康診査）

上記6日間について6月に延期する予定。

保護者へは葉書と電話で連絡します。ホームページでも周知します。

(4) 令和2年度公民館講座の開講の延期について（教育委員会）

新型コロナウイルスの感染拡大防止とともに、講座生が安心して受講できる環境を確保するため、令和2年度公民館講座の開講を延期し、10月から3月に期間を変更した上で開講することとします。

また、期間の変更が困難な講座については、中止することとします。

なお、感染拡大の状況に応じ変更する場合があります。

2 報告事項

- (1) 4月16日、新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告（危機管理部）

4月16日、市民の皆様に向けて、市ホームページ及び市ケーブルテレビで市長がメッセージを発信しました。

- (2) 三重県内第21例目の発生に関わる市の施設利用について報告（こども政策担当）

4月16日、三重県が発表した新型コロナウイルス感染症情報（第21例目）のご家族が、津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」を利用されていることが、判明しました。

今回PCR検査で確認された第21例目の方、ご自身の当該センターの来館はありませんが、当該センターの利用者の安全と感染拡大防止に万全を期すため、4月16日（木）から当面の間、津市児童発達支援センターを臨時休館することとします。

なお、そのご家族については、4月10日（金）まで利用がありましたが、11日（土）、12日（日）は休館日であり、13日（月）以降も利用はしておりません。

また、利用者には直接連絡を行うとともに津市ホームページに当該センターの臨時休館する旨を掲載し、周知を行います。

今後は、県保健所において、この後、接触者調査を実施し、濃厚接触者についてはPCR検査を実施するとともに健康観察が行われるため、県保健所の指導のもと感染拡大抑止や安全確保に必要な措置をとってまいります。

当津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」は、心身や発達等に心配のある未就学の児童がその保護者とともに当該センター内において、日常生活に適合するための指導や訓練等を行う児童福祉施設です。

先天性の疾患のある児童も当該センターを利用していることから、感染症に対するリスクに十分配慮する必要があるため、今回、臨時休館をするものです。

- (3) 頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」開設の延期について報告（ビジネスサポートセンター）

4月16日に三重県にも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

緊急事態宣言が発令されたことから、同月２０日に予定していました頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の開設を当面の間延期します。

(４) 総合支所所管の運動施設におけるジム及び卓球に関する利用の休止について報告（久居総合支所）

総合支所所管の運動施設については、これまで手指消毒液の配置、手洗励行や発熱者の来館遠慮に係る注意喚起、また、定期的な室内の拭き取りや外気換気を実施し、感染防止に努めた運営を行ってきましたが、新型コロナウイルスの感染症拡大の状況が刻々と変化する中、市の会館・市民センター、老人福祉センター、児童館等の施設における活動の自粛要請を行っている状況に鑑み「３つの密」を徹底的に排除し、施設を利用する方々の安全を確保するため、各施設におけるジム及び卓球に関する利用を次のとおり休止することとします。

- ・ 休止期間

４月１７日（金）から５月１０日（日）まで

- ・ 対象施設

津市久居体育館 卓球室

津市芸濃総合文化センター内アリーナ トレーニング室

津市安濃中央総合公園内体育館 トレーニングルーム

津市一志体育館 トレーニングルーム

- ・ 利用を休止する活動

ジム及び卓球

- ・ その他

休止期間については、感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

(５) キャンプ場等の施設の閉鎖に伴う予約者への対応について報告（商工観光部）

ご予約いただいた皆様（４月１８日から５月１０日の予約件数４３８件のうち、連絡中の１件を除いた４３７件）に対しましては、担当者及び指定管理者から理由を説明させていただき、キャンセルの対応にご理解、ご協力をいただきました。

また、ご連絡の際には、終息後の再開時には、ぜひ、お越しいただくよう声掛けを行うなど丁寧な対応に努めました。

(6) 津エアポートラインの高速船運休について報告（都市計画部）

津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ津エアポートラインの高速船については、通常１５往復３０便のところを、３月１４日から８往復１６便に減便し運航しておりますが、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことを受け、４月２０日（月）から５月６日（水）まで運休となります。

なお、運休等については、状況に応じ変更する場合があります。

(7) 津市立幼稚園・小・中・義務教育学校の臨時休業に係る子どもの受け入れ実施状況について報告（教育委員会）

受け入れを開始した４月１５日（水）から、本日４月１７日（金）まで三日間の受け入れ実施状況といたしまして、４月１５日（水）、幼稚園２３園中の受け入れは、２園６人、小学校４９校中３６校５７０人でした。

４月１６日（木）は、幼稚園６園９人、小学校３７校６０９人で、４月１７日（金）は、幼稚園５園１０人、小学校３８校６１８人でした。

開始日である４月１５日と比較しますと、幼稚園３園４人増、小学校２校４８人増の状況となっています。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第10回）

令和2年4月17日（金）

午後5時～

本庁舎8階 大会議室A

1 国・県の動き

- （1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（4月16日変更）について報告（危機管理部）
- （2）第11回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議について報告（危機管理部）
- （3）三重県津保健所管内における4月15日以降の感染症患者の発生及び続報について報告（健康医療担当）

2 協議事項

- （1）津市榊原自然の森温泉保養館外3温浴施設の利用の休止について協議（久居総合支所）
- （2）令和2年度勤労青少年講座の開講の延期について協議（商工観光部）
- （3）幼児健康診査の延期について協議（健康医療担当）
- （4）令和2年度公民館講座の開講の延期について協議（教育委員会）

3 報告事項

- （1）4月16日、新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告（危機管理部）
- （2）三重県内第21例目の発生に関わる市の施設利用について報告（こども政策担当）
- （3）頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」開設の延期について報告（ビジネスサポートセンター）
- （4）総合支所所管の運動施設におけるジム及び卓球に関する利用の休止について報告（久居総合支所）
- （5）キャンプ場等の施設の閉鎖に伴う予約者への対応について報告（商工観光部）
- （6）津エアポートラインの高速船運休について報告（都市計画部）
- （7）津市立幼稚園・小・中・義務教育学校の臨時休業に係る子どもの受け入れ実施状況について報告（教育委員会）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第10回）

提案事項

2 協議事項

（1）津市榊原自然の森温泉保養館外3温浴施設の利用の休止について協議 （久居総合支所）

久居総合支所、安濃総合支所、一志総合支所及び美杉総合支所所管の温浴施設については、これまで手指消毒液の配置、手洗の励行、利用者の健康チェック及び検温と発熱者の入館をご遠慮いただく旨の注意喚起、また、室内の定期的な拭き取りや換気を実施し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた運営を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況が刻々と変化する中、本市の各公共施設における活動の自粛要請等を行っている状況に鑑み、「3つの密」を徹底的に排除し、更に市内への感染拡大防止を進めるため、次の市営温浴施設の利用を休止します。

- ・ 休止期間

4月21日（火）から5月8日（金）まで

- ・ 対象施設

津市榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」全館

津市安濃交流会館「あのう温泉」全館

津市とことめの里一志（一志温泉）

※ 但し、弁天浴場は、午前10時から正午までの社会福祉協議会によるデイサービスは実施

津市下之川住民交流センター全館

- ・ 休止期間については、感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

（2）令和2年度勤労青少年講座の開講の延期について協議（商工観光部）

新型コロナウイルスの感染拡大防止とともに、講座生が安心して受講できる環境を確保するため、令和2年度勤労青少年講座の開講を延期し、10月から3月に期間を変更した上で開講することとします。

なお、感染拡大の状況に応じ変更する場合があります。

(3) 幼児健康診査の延期について協議（健康医療担当）

幼児健康診査について

中央保健センター 4月23日（1歳6か月児健康診査）

4月30日（3歳児健康診査）

5月7日（1歳6か月児健康診査）

久居保健センター 4月23日（3歳児健康診査）

4月30日（1歳6か月児健康診査）

5月7日（3歳児健康診査）

上記6日間について6月に延期する予定。

保護者へは葉書と電話で連絡します。ホームページでも周知します。

(4) 令和2年度公民館講座の開講の延期について協議（教育委員会）

新型コロナウイルスの感染拡大防止とともに、講座生が安心して受講できる環境を確保するため、令和2年度公民館講座の開講を延期し、10月から3月に期間を変更した上で開講することとします。

また、期間の変更が困難な講座については、中止することとします。

なお、感染拡大の状況に応じ変更する場合があります。

報告事項

3 報告事項

- (1) 4月16日、新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告（危機管理部）

4月16日、市民の皆様に向けて、市ホームページ及び市ケーブルテレビで市長がメッセージを発信しました。

- (2) 三重県内第21例目の発生に関わる市の施設利用について報告（こども政策担当）

4月16日、三重県が発表した新型コロナウイルス感染症情報（第21例目）のご家族が、津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」を利用されていることが、判明しました。

今回PCR検査で確認された第21例目の方、ご自身の当該センターの来館はありませんが、当該センターの利用者の安全と感染拡大防止に万全を期すため、4月16日（木）から当面の間、津市児童発達支援センターを臨時休館することとします。

なお、そのご家族については、4月10日（金）まで利用がありましたが、11日（土）、12日（日）は休館日であり、13日（月）以降も利用はしておりません。

また、利用者には直接連絡を行うとともに津市ホームページに当該センターの臨時休館する旨を掲載し、周知を行います。

今後は、県保健所において、この後、接触者調査を実施し、濃厚接触者についてはPCR検査を実施するとともに健康観察が行われるため、県保健所の指導のもと感染拡大抑止や安全確保に必要な措置をとってまいります。

当津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」は、心身や発達等に心配のある未就学の児童がその保護者とともに当該センター内において、日常生活に適合するための指導や訓練等を行う児童福祉施設です。

先天性の疾患のある児童も当該センターを利用していることから、感染症に対するリスクに十分配慮する必要があるため、今回、臨時休館をするものです。

(3) 頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」
開設の延期について報告（ビジネスサポートセンター）

4月16日に三重県にも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同月20日に予定していました頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の開設を当面の間延期します。

(4) 総合支所所管の運動施設におけるジム及び卓球に関する利用の休止について報告（久居総合支所）

総合支所所管の運動施設については、これまで手指消毒液の配置、手洗励行や発熱者の来館遠慮に係る注意喚起、また、定期的な室内の拭き取りや外気換気を実施し、感染防止に努めた運営を行ってきましたが、新型コロナウイルスの感染症拡大の状況が刻々と変化する中、市の会館・市民センター、老人福祉センター、児童館等の施設における活動の自粛要請を行っている状況に鑑み「3つの密」を徹底的に排除し、施設を利用する方々の安全を確保するため、各施設におけるジム及び卓球に関する利用を次のとおり休止することとします。

- ・ 休止期間

4月17日（金）から5月10日（日）まで

- ・ 対象施設

津市久居体育館 卓球室

津市芸濃総合文化センター内アリーナ トレーニング室

津市安濃中央総合公園内体育館 トレーニングルーム

津市一志体育館 トレーニングルーム

- ・ 利用を休止する活動

ジム及び卓球

- ・ その他

休止期間については、感染拡大の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

(5) キャンプ場等の施設の閉鎖に伴う予約者への対応について報告（商工観光部）

ご予約いただいた皆様（4月18日から5月10日の予約件数438件のうち、連絡中の1件を除いた437件）に対しましては、担当者及び指定管理者から理由を説明させていただき、キャンセルの対応にご理解、ご

協力をいただきました。

また、ご連絡の際には、終息後の再開時には、ぜひ、お越しいただくよう声掛けを行うなど丁寧な対応に努めました。

(6) 津エアポートラインの高速船運休について報告（都市計画部）

津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ津エアポートラインの高速船については、通常15往復30便のところを、3月14日から8往復16便に減便し運航しておりますが、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことを受け、4月20日（月）から5月6日（水）まで運休となります。

なお、運休等については、状況に応じ変更する場合があります。

(7) 津市立幼稚園・小・中・義務教育学校の臨時休業に係る子どもの受け入れ実施状況について報告（教育委員会）

受け入れを開始した4月15日（水）から、本日4月17日（金）まで三日間の受け入れ実施状況といたしまして、4月15日（水）、幼稚園23園中の受け入れは、2園6人、小学校49校中36校570人でした。

4月16日（木）は、幼稚園6園9人、小学校37校609人で、4月17日（金）は、幼稚園5園10人、小学校38校618人でした。

開始日である4月15日と比較しますと、幼稚園3園4人増、小学校2校48人増の状況となっています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。※暫定措置として、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症をこの特措法の適用対象とする改正が行われている。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法32条）

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合には、

緊急事態宣言が発出された都道府県において可能となる主な措置

- ① 住民に対する外出自粛要請（特措法第45条第1項）
- ② 学校、社会福祉施設、興行場、多数の者が利用する施設に対する使用停止の要請・指示（特措法第45条第2項・第3項）

保育所、劇場、観覧場、映画館又は演劇場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケット、ホテル又は旅館、運動施設、博物館、美術館、図書館、ギャラリー、ナイトクラブ、理髪店、学習塾等が該当（特措法施行令第12条）
- ③ 臨時医療施設のための土地、建物の使用（同意を得なくても使用することが可能）（特措法第48条・49条）
- ④ 運送業者に対する緊急物資、医薬品・医療機器等の運送要請・指示（特措法第54条）
- ⑤ 医薬品・食品・衛生用品等の売り渡しの要請（要請に応じない場合、収用が可能）（特措法第55条）

「緊急事態宣言」発出を受けた今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するとともに、県民の皆様の不安を解消するため、本県の今後の対応について速やかに検討を行う。

これまでの対応状況

- 感染拡大が続く県外（7都府県、愛知県、岐阜県、北海道、京都府）との移動自粛を要請
- 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請
- 企業に対して、人との交わりを低減する取組（テレワーク、時差出勤、休みやすい環境等）の検討を要請
- 感染拡大のリスクが高いイベントの自粛を要請



今後の主な対応

- 県外への移動自粛について協力を要請
- 県外から県内への移動自粛について協力を要請
- 県内における外出の自粛等について協力を要請
- 特に、大型連休期間の都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛について協力を要請
- 接触機会を低減するための取組（テレワーク等）の強力な推進
- 飲食店等に対する「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策の呼びかけ
- 感染拡大につながるおそれのある施設の使用制限を要請
- その他、感染拡大阻止と社会生活の維持に有効な対策の実施

※ 緊急事態措置の実施にあたっては、政府対策本部への事前協議が必要

知事指示事項

令和2年4月17日

- 1 今回、全国の都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことから、先行する7都府県や愛知県、岐阜県等の緊急事態措置の内容を精査のうえ、三重県の地域性と感染拡大の現状をふまえた県としての緊急事態措置について、特に大型連休を控え、感染拡大を食い止める観点から、国と協議のうえ、来週20日に措置できるよう、早急に取りまとめること。
策定に当たっては各部局が連携し、現状を十分に把握すること。
- 2 本県として、緊急事態措置を講ずる前であっても、近隣県等において遊戯施設や遊興施設等の休業要請が開始されていることをふまえ、4月18日、19日における感染拡大を防止する観点から、関係団体等に他県からの利用の自粛について協力を呼び掛けること。
- 3 現在検討を進めている県の緊急総合対策について、今般の緊急事態宣言が発出されたことをふまえ、内容の充実を図ること。
- 4 短期間で複数の感染者が確認されたことから、事実でない情報の流布が散見されるため、改めて、各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われないう呼びかけるとともに、県民の皆様の不安解消の観点からも、正確な情報を迅速かつ的確に発信し、県民の皆様の不安払しょくに努めること。
- 5 改めて、県庁職員における感染拡大防止の措置を徹底すること。
職員個人の基本的な感染防止対策の徹底、出張・研修やイベント開催の原則中止、県有施設の閉館等のほか、急を要せず県民の皆様への影響が過大とならない事業については原則廃止または休止を検討し、テレワークや時差出勤等の制度も活用して職員同士の接触機会をできるだけ低減するとともに、休暇取得が可能な職員に対しては、休暇取得を妨げないよう配慮すること。
なお、休暇を取得する職員にあっては原則家庭で過ごすこととし、県外、市街地への不要不急の外出は避けること。



新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内第21例目) 【令和2年 4月16日発表】

4月15日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について実施したPCR検査の結果が判明し、陽性が確認されました。この方は、県内第14例目の方と同じ職場で勤務されています。三重県内で判明した感染者としては第21例目となります。

患者情報(県内第21例目)

(1) 年代 30代

(2) 性別 男性(日本籍)

(3) 居住地 津市

(4) 職業 会社員

(5) 症状・経過

4月11日(土) 発熱(38.2℃)、倦怠感、頭痛

12日(日) 発熱(38.6℃)、関節痛

13日(月) 発熱(38.4℃)

医療機関Aを受診

14日(火) 発熱(38.3℃)

15日(水) 帰国者・接触者外来(医療機関B)受診

検体採取、PCR検査の結果、陽性判明(20時)

県内の感染症指定医療機関に入院

<現在(16日朝)の症状>

軽症～中等症(発熱)

(6) 行動歴

4月10日以降、自宅待機

※ 出勤には自家用車を使用。

※ 公共交通機関の利用はなし。

※ 医療機関A及び医療機関B受診時は、自家用車を使用し、マスクを着用。

(7) 今後について

・ 接触者調査を実施し、濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。

※「医療機関A」等のアルファベット表記は頭文字ではありません。

※報道機関の皆様へ

本患者様およびその他ご関係者様の人権の尊重および個人情報保護、勤務先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 薬務感染症対策課 感染症対策班

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について（2人目）

本日、井村屋株式会社（三重県津市高茶屋7丁目1番1号）に勤務している社員1名（30代男性 三重県津市）が新型コロナウイルスに感染していることが判明いたしました。

当グループにおける感染者としては2人目となります。

当該社員は4月16日（木）に三重県が公表した新型コロナウイルス感染者です。

1. 感染者の発症に至る経緯及び状況

当該社員（30代男性 三重県津市在住）

当該社員は内勤の業務に従事しており、お客様と直接接する業務並びに商品生産関連業務には従事しておりません。また4月10日（金）に発表させていただきました感染者との業務上の関りはありません。

休日の4月11日（土）に発熱し、4月13日（月）に医療機関を受診、PCR検査を行いました。

4月15日（水）に「陽性」と判明し、入院いたしました。

尚、4月16日（木）時点での、当該社員の容態は安定しております。

感染に至る経路は調査中でございます。

2. 濃厚接触者について

濃厚接触者については所管保健所の指導のもと、現在調査を進めております。

濃厚接触者に対しては同様に自宅待機の指示と健康状態の経過確認を継続的に実施します。

3. 今後の対応について

当グループとして感染者が発生したことを受け、井村屋グループ株式会社並びに井村屋株式会社の本社屋については再度の消毒作業を実施するため4月17日（金）を臨時休業とさせていただきます。

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、全社にて、お取引先様の安全・従業員の安全・お客様の安全に配慮した対策（※）を講じておりますが、引き続き徹底してまいります。

※こまめな手洗い・アルコール消毒、うがい、マスクの着用、朝夕の検温、時差出勤やテレワークの実施、多人数での会議等の中止・制限、不要不急の国内外への出張自粛など、現在行っている三密の抑制についてもさらに徹底してまいります。

地域住民の皆様、関係者の皆様に多大なご心配をおかけすることを心よりお詫び申し上げます。

当社グループでは、今後も社内外への感染拡大抑止とお客様・お取引先様・全従業員の安全確保を最優先に、保健所ならびに政府・自治体の方針に基づき、必要な措置を迅速に決定し、対応してまいります。

また、状況が変わる場合には、都度、速やかに情報を開示していくとともに、考える限りの対策を講じ、総力を尽くして、感染拡大防止に取り組んでまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内第25例目)【令和2年4月16日発表】

4月16日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について実施したPCR検査の結果が判明し、陽性が確認されました。この方は、三重県内で判明した感染者としては第25例目となります。

患者情報(県内第25例目)※14例目の方の濃厚接触者

(1) 年代 40代

(2) 性別 男性(日本籍)

(3) 居住地 松阪市

(4) 職業 会社員

(5) 症状・経過

4月9日(木) 37.2℃の発熱。頭痛あり。

帰国者・接触者外来(医療機関A)に受診調整を行い、検体を採取。

10日(金) PCR検査結果 陰性。

14日(火) 夜間に38℃の発熱。

15日(水) 保健所に連絡。帰国者・接触者外来(医療機関A)を受診。検体採取。

16日(木) PCR検査結果、陽性判明。

県内の感染症指定医療機関Bに入院調整中。

<現在の症状>

軽症～中等症(37℃台の発熱)

(6) 行動歴

・4月3日(金) 14例目患者と最終接触

・4月8日(水) まで出勤。

・4月9日(木) 以降 自宅静養。

※職場ではマスク着用

(7) 今後について

・濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。

※「医療機関A、B」等のアルファベット表記は頭文字ではありません。また、事例ごとの医療機関A、B等は同一の医療機関を指すとは限りません。

※報道機関の皆様へ

本患者様およびその他関係者様の人権の尊重および個人情報保護、勤務先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 薬務感染症対策課 感染症対策班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-2352 ファクス番号：059-224-2344 メールアドレス：yakumus@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

当社グループにおける新型コロナウイルス感染者の発生について（3人目）

本日、井村屋グループ株式会社（三重県津市高茶屋7丁目1番1号）に勤務している社員1名（40代男性 三重県松阪市）が新型コロナウイルスに感染していることが判明いたしました。

当グループにおける感染者としては3人目となります。

当該社員は4月16日（木）に三重県が公表した新型コロナウイルス感染者です。

1. 感染者の発症に至る経緯及び状況

当該社員（40代男性 三重県松阪市在住）

当該社員は内勤の業務に従事しており、お客様と直接接する業務並びに商品生産関連業務には従事しておりません。当該社員は4月10日（金）に発表させていただきました1人目の感染者の濃厚接触者でございました。

4月9日（木）に発熱があり、4月10日（金）に医療機関を受診しPCR検査を行いました。その時点では「陰性」でした。再度4月15日（水）にPCR検査を受け、4月16日に「陽性」と判明いたしました。尚、4月16日（木）時点での、当該社員の容態は安定しております。

2. 濃厚接触者について

本件に関する当社従業員の濃厚接触者はおりません。

3. 今後の対応について

当グループとして3人目の感染者が発生したことを受け、井村屋グループ株式会社並びに井村屋株式会社の本社屋については再度の消毒作業を実施するため4月17日（金）を臨時休業とさせていただきます。

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、全社にて、お客様の安全・従業員の安全・お取引様の安全に配慮した対策（※）を講じておりますが、引き続き徹底してまいります。

※こまめな手洗い・アルコール消毒、うがい、マスクの着用、朝夕の検温、時差出勤やテレワークの実施、多人数での会議等の中止・制限、不要不急の国内外への出張自粛など、現在行っている三密の抑制についてもさらに徹底してまいります。

地域住民の皆様、関係者の皆様に多大なご心配をおかけすることを心よりお詫び申し上げます。

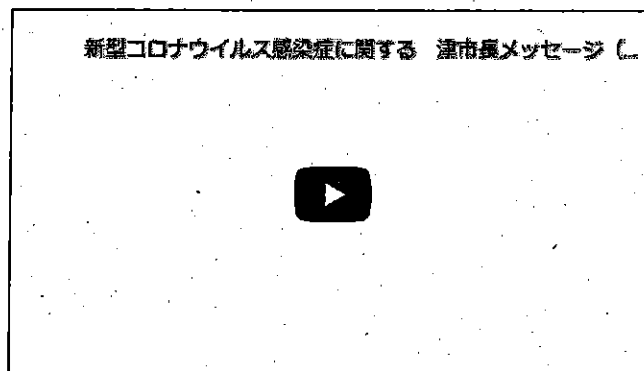
当社グループでは、今後も社内外への感染拡大抑止とお客様・お取引先様・全従業員の安全確保を最優先に、保健所ならびに政府・自治体の方針に基づき、必要な措置を迅速に決定し、対応してまいります。

また、状況が変わる場合には、都度、速やかに情報を開示していくとともに、考えうる限りの対策を講じ、総力を尽くして、感染拡大防止に取り組んでまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4月16日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(3)[このページを印刷](#)[通常ページへ戻る](#)

登録日: 2020年4月16日



本日、新型コロナウイルス感染者の県内21例目の方が、津市内にお住まいの方であることが三重県から公表されました。この方は、14例目の方と、同じ津市内の職場にお勤めの方です。

三重県での最初の感染者は、1月30日に感染が判明した方で、中国武漢市に帰省しておられた外国籍の方でした。

津市内に関わる事案としては、

3月30日に判明し、県内11例目として公表された、東京から出張でお越しになり、津市内のホテルに滞在しておられた方、

4月9日の14例目が、市外にお住まいで津市内の職場にお勤めの方、

4月11日の16例目が、津市内にお住まいで愛知県内に勤務の方、

4月14日の18例目が、16例目の方のご家族の方、

そして本日公表された21例目が、津市内にお住まいで14例目の方と同じ職場にお勤めの方です。

このように、津市内における感染リスクは、ひたひたと忍び寄ってきていましたが、感染が表れる段階を迎えました。

21例目の方に関し、そのご家族が、津市児童発達支援センター「つうぼっぼ」をご利用になっていたことがわかりました。感染者ご自身のご来館はなく、ご家族の方々が4月10日を最後にご来館はありませんが、利用者の皆様の安全と感染拡大防止に万全を期すため、本日から当面の間、津市児童発達支援センター「つうぼっぼ」を臨時休館することといたしました。このご家族の方の健康観察の状況が判明し次第、今後の対応を迅速に決定いたします。

津市としましては、緊張感をもって、適時適切に事態に対処してまいります。市民の皆様には、引き続き、感染拡大防止にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

津市長、前葉 泰幸

[関連ページ](#)[4月13日発表 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業について 教育長メッセージ・市長メッセージ\(2\)](#)[4月10日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(1\)](#)